

令和4年度介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度引き上げるための措置を実施する介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、埼玉県内に所在する介護サービス事業所等を運営する事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業は、「令和4年度（令和3年度からの繰越分）介護

職員処遇改善支援事業の実施について（令和4年4月1日付け老発0401第3号厚生労働省老健局長通知）」の別紙「令和4年度（令和3年度からの繰越分）介護職員処遇改善支援事業 実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に定められた事業とする。

2 補助金の申請手続等については、次のとおりとする。

- (1) 補助金を受けようとする介護サービス事業所等の事業者は、埼玉県知事に対してその旨の申請を行う。
- (2) 複数の介護サービス事業所等を有する事業者については、埼玉県に所在する介護サービス事業所等について、一括して申請することができる。

(交付申請書の提出等)

第4条 規則第4条第1項に掲げる申請書の様式及び記載事項は、様式第1号「令和4年度介護職員処遇改善支援補助金交付申請書」のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。ただし、(3)は該当する者及び埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から振り込みを行う場合は、(4)並びに(5)の添付は不要とする。

- (1) (国実施要綱別紙様式2-1) 介護職員処遇改善支援補助金計画書
- (2) (国実施要綱別紙様式2-2) 介護職員処遇改善支援補助金計画書（施設・事業所別個表）
- (3) (国実施要綱別紙様式4) 介護職員処遇改善支援補助金に係る特別な事情に係る届出書
- (4) (様式第2号) 口座振替依頼書
- (5) 補助金の振込を希望する金融機関の口座名義、金融機関名、支店名、及び口座番号等を確認できる通帳等の写し

4 第1項の申請書及び添付書類は、別に定める期日までに提出するものとする。

(交付決定通知等)

第5条 規則第7条の交付決定通知書様式は、様式第3号のとおりとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第4号により通知する。

(変更交付申請)

第6条 申請者は、第4条による申請書に変更を生じたときは、様式第5号により変更交付申請をしなければならない。

2 前項による添付書類は第4条第3項のとおりとする。

(変更交付決定)

第7条 変更交付決定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(交付の方法)

第8条 埼玉県は、交付決定を受けた介護サービス事業所等が令和4年2月から9月サービス提供分の介護報酬について国保連に請求をしたことにより本補助金の請求があったものとみなす。なお、交付額は、国保連が月ごとの介護報酬確定額に基づき算出した額のとおりとし、口座振替により補助金を交付する。

2 前項の補助金は概算払とする。

3 補助金は、原則として介護サービス提供月の翌々月末日までに交付するものとする。ただし、令和4年2月及び3月の介護サービス提供分については、6月末日までに交付するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告の様式及び記載事項は、様式第7号、国実施要綱様式3-1「介護職員処遇改善支援補助金実績報告書」及び同様式3-2「介護職員処遇改善支援補助金実績報告書（施設・事業所別個表）」のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の実績報告書は、別に定める期日までに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第8号のとおりとする。

(決定の取消し等)

第11条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令に違反する行為があったとき。

(2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。

(3) 補助対象者又は補助対象事業に該当しないことが明らかになったとき。

(4) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は第10条の規定により額の確定をした場合に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(交付の条件)

第13条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(書類の整備等)

第14条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別紙 1

表 1 介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	2.1%
夜間対応型訪問介護	2.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.1%
(介護予防) 訪問入浴介護	1.0%
通所介護	1.0%
地域密着型通所介護	1.0%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0.9%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	1.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.4%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	2.1%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.6%
看護小規模多機能型居宅介護	1.6%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	2.0%
介護福祉施設サービス	1.4%
地域密着型介護老人福祉施設	1.4%
(介護予防) 短期入所生活介護	1.4%
介護保健施設サービス	0.8%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	0.8%
介護療養施設サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等 (老健以外))	0.5%
介護医療院サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (医療院)	0.5%

注 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を実施する事業所は、通所型は通所介護と、訪問型は訪問介護と同じとする。

表 2 介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、 (介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、 (介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%